内閣の	業務			フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	フェーズ	· 1 (当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	大 状況 」
	害	対策本語	部の組織	#•運営			c
	1-1	災害対策					
		1-1-1	災害対策	本部の記	设置·体制	の確立 	
				1	(1)	災害対策本部を設置する。	
				1	(2)	本部の通信設備・OA機器の確保等、災害対策本部の執務体制を確立する。	
				1	(3)	代替施設の確保を行う。	
		1-1-2	災害対策	本部の道	営		
				1	(1)	第1回本部会議を開催する。	
				1	(2)	関係機関に災害対策本部会議への出動を要請する。	
				2	(3)	第1回以降、定期的に災害対策本部会議を開催する。	
		1-1-3	災害対策	本部の角	<b>解散</b>		
				6	(1)	災害対応の状況を踏まえ災害対策本部を解散する。	
		1-1-4	災害救助	法の適用	月申請及	び適用に係る事務	
				1	(1)	災害救助法の適用申請を行う。	
		1-1-5	記者会見	・マスコミ	対応		
				1	(1)	定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。	
				1	(2)	広報責任者を設置し、取材ルール(本部会議の公開/非公開)について、報 道機関に周知する。	
	1-2	人員管理	₽				
		1-2-1	職員参集	₹∙安否状	況の把握		
				1	(1)	職員の参集状況を把握・集計する。	
				2		参集不能、安否不明な職員に対して、電話連絡、個別訪問等により状況を把 握する。	
		1-2-2	職員動員	状況管理	<b>I</b>		
				2	(1)	職員の勤務状況を管理し、適切な休息、休暇を取らせる。	
				2	(2)	災害対応における人員の過不足状況等を鑑み、各部署との調整の上で職員 を最適に配置する。	
		1-2-3	職員に対	する生活	支援		
				1	(1)	職員に対して、食糧、飲料水、トイレ、毛布等を供給する等の生活支援を行う。	
				3	(2)	行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の「こころのケア」を実施する。	
				4	(3)	必要に応じて、職員の公務上の負傷等に対する災害補償の事務を行う。	
		1-2-4	輸送手段	と(車両)の	確保		
				1	(1)	車両等の調達し、人員・物資の輸送手段を確保する。	
	1-3	要人対応		1			
		1-3-1	要人の初	察等への	D対応		
				3	(1)	国、都道府県、その他公的機関からの視察等に対して、連絡調整及び現地対 応を行う。	
		の確保	_				
	2-1	通信確保		との状況排	145		
		2-1-1	四日旭記	えの私流れ 1		防災行政無線の疎通状況の確認を行う。	
I							

	_						
内閣ライ	業務名	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	名称	人工程	7 1 9 9	フェーズ	1(当日中)	)、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¯¦ 状況 - -
				1	(2)	被災地との通信インフラの状況を確認する。	
		2-1-2	通信手段	との確保			
				1	(1)	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する。	
				1	(2)	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	
		2-1-3	通信機能	上の復旧と	上継続的		
				2	(1)	被災を受けた情報通信ネットワーク・システムの復旧を行う。	
				2	(2)	防災行政無線の継続的に管理し、運用を統制する。	
3 : 初	害	情報の	収集				
	3-1	被害情報	<b></b>				
		3-1-1	被害情報	最の収集・	集約体制		
				1	(1)	ヘリコプターの派遣要請を行う。	
				1	(2)	情報専門家(マスコミ関係者等)の支援や、情報担当者の訓練を通じた情報のトリアージ体制を確保する。	
		3-1-2	各種の選		胡被害情	報の収集	
				1	(1)	TV・ラジオ等より、マスコミによる被害報道の内容を確認し、取りまとめる。	
				1	(2)	人的被害の把握を行う。	
				1	(3)	庁舎施設・設備の被害状況を確認する。	
				1	(4)	市管理(道路・河川・砂防)施設の被害状況を確認する。	
				1	(5)	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報(影響範囲、影響戸数、復旧見込み等)を入手する。	
		3-1-3		1	(6)	都道府県、消防、警察、地方整備局等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。	
		3-1-3	津波の到	川達範囲(	の監視	<u> </u>	
				1	(1)	津波の危険性がある場合において、津波の到達範囲、浸水深の概況を把握・ 収集し、地図等にとりまとめる。	
		3-1-4	被害情報	6の継続的	内な収集	集約及び報告	
				1	(1)	被害状況等を集約し、定期的に都道府県に報告する。	
				3	(2)	被害金額等の概算を集計し、都道府県に報告する。	
4:5	害	情報の値	伝達				
	4-1	ハザート	清報	-			-
		4-1-1	地震情報	一般の収集・	伝達		
				1	(1)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、マスコミ・コミュニティFM等の報道機関を通じて伝達する。	
				1	(2)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、ホームページにより伝達する。	
				1	(3)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、防災行政無線により伝達する。	
				1	(4)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、(停電等により情報伝達危機が利用できない場合)半鐘や回覧板等のローテクを用いて伝達する。	
				1	(5)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、停電等により情報伝達危機が利用できない場合、オフロードバイク等により孤立集落等へ伝達する。	
				1	(6)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、学校および児童生徒に伝達する。	
				1	(7)	地震の規模・発生場所、地震に伴う津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、NPO等を通じて伝達する。	

内閣ラ	業			フェーズ 番号		チェック項目	チェック	
ライン名称	務名称	大工程	チェック	フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	大式 大況	
ተጥ		4-1-2	津波にタ	 する避難	 掛告・指	 示の発令・伝達	į	
				1	(1)	津波の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。		
		4-1-3	土砂災暑	等に対す	る避難勧	助告・指示の発令・伝達		
				1	(1)	土砂災害等の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を伝達する。		
				1	(2)	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。		
				1	(3)	治山・砂防施設、河川・護岸設備の異常が発見された場合は、人的被害の発 生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。		
				1	(4)	厄険物寺による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがめる場合は、必要な広報活動を行い、必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示 を行う		
				2	(5)	土砂災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。		
				2	(6)	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行 う。		
		4-1-4	余震情報	の収集・	伝達			
				1	(1)	気象庁から、余震に関する情報を入手する。		
		4-1-5	複合災害	への警戒	えのため(	の情報収集・伝達		
				2	(1)	複合災害発生の危険性を把握し、必要に応じて監視体制をとる(堤防が沈下・崩壊した場合の水害発生の危険性把握・巡回監視等)。		
		NO. 44//		2	(2)	台風等により複合災害の危険性がある場合において、職員動員により必要な 警戒体制を構築する。		
	4-2	避難·安 4-2-1		#支挥.安	<b>不確認</b> 。	(避難誘導)		
		721						
				1	(1)	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。 		
				1	(2)	市民等の安否確認状況について広報する。		
					1	(3)	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知 する。	
				1		観光者の避難状況を把握し、必要に応じて避難場所に避難させる。		
		4-2-2	広域的な	避難支援	Ę			
				3	(1)	住民の広域避難に関して、避難先の他市町村等との連絡調整を行う。		
				3	(2)	必要に応じて、避難先への移送支援を実施する。		
5 : โก		の受入						
	5-1	相互応接	<sub>医</sub> <b>応援要</b> 記	<u> </u>				
		3 1 1		1	(1)	応援協定に基づき、応援要請を行う。		
				1	(2)	民間団体等への支援要請を行う。		
		5-1-2	応援の引	 を入れ(に	向けた準	l 備・手配)		
				1	(1)	物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設を指定する。		
				1	(2)	宿泊場所及び宿営地を確保する。		
				1	(3)	車両集結場所を確保する。		
				1	(4)	燃料を確保する。		
				1	(5)	食事及び炊事施設を確保する。		
				1	(6)	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。		

内閣府ガィ	業務名	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック			
・ン名称	名称	八工作	7 ± 7 7	フェーズ	1(当日中)	 )、2 (2~3日目)、3 (4日目~1週間)、4 (1~2週間)、5 (2週間~1ヵ月)、6 (1ヵ月~)	′⊢ 状況			
称 '		5-1-3	<u> </u> 応援人員	 の管理	<u></u> 軍用		<u>ا</u>			
				1	(1)	連絡窓口を指定する。				
				1	(2)	応援隊事務室を設置する。				
				2	(3)	人員の不足状況、応援人員の専門性等を鑑み、応援人員を最適に配置し、運用する。				
	5-2		航空消防		===	1.7 1.				
		5-2-1 	自衛隊へ	への心接続	要請・受け 	rሊክ I				
				1	(1)	自衛隊の災害派遣要請を行う。				
				1	(2)	自衛隊の活動拠点(車両集結地・宿営地等)を確保し、自衛隊との活動内容・ 状況等に関する連絡調整を行う。				
		5-2-2	消防への	)派遣要詞	情・受けノ	h	1			
				1	(1)	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。				
				1	(2)	緊急消防援助隊の活動拠点(車両集結地・宿泊場所等)を確保し、援助隊との活動内容・状況等に関する連絡調整を行う。				
6 : Д	な報!	活動								
	6-1		スメディフ							
		6-1-1	全庁的な	広報活動	め(ホーム	·ページ、広報誌等)	ı			
				1	(1)	避難所の開設状況について広報する。				
				1	(2)	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて 広報する。				
				1	(3)	下水道等施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。				
				1	(4)	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。				
				2	(5)	診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について広報する。				
				2	(6)	被災状況、復旧状況、各種支援方策等を知らせる広報資料を定期的に作成 し、これを用いて継続的な広報活動を行う。				
				2	(7)	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止する ための情報発信等を行う。				
	6-2		ロ・電話対応 <b>各種電話への対応</b>							
		6-2-1	各種電影	さへの対応	<u>ତ</u>	T				
				1	(1)	住民からの報告、相談、苦情等に対する電話対応体制を構築し、運用する。				
		6-2-2	(受付)約	8合相談8	8口の設	置•対応	•			
				3	(1)	住民問い合わせ対応窓口を設置する。				
				3	(2)	住民問い合わせ窓口に必要な職員を配置し、運用する。				
7:求	<b></b>	・救急活	動							
	7-1	救急·救								
		7-1-1	消火・救	急・救助>	舌動					
				1	(1)	救護所を設置する。				
				1	(2)	死傷者の救出、搬送を行う。必要に応じて、重症者をヘリコプター等により被 災地外に広域搬送する。				
				1	(3)	行方不明者の捜索を行う。				
	7-2		生・心理		In 4#					
		/-2-1 	医療機関	明の情報	以果					
				1	(1)	医療機関の被災状況、診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について把握する。				
		7-2-2	医療関係	を団体へ(	の応援要	請•連絡調整				

$\overline{}$	· - ·	<del></del>					ı
内閣ラ府	業務	- エー和	T 5	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	フェーズ	1 (当日中)		· 状況
				1	(1)	必要に応じて、医療・保健の専門家の派遣を要請する。	
				1	(2)	外部支援医療・保健チームを円滑に受け入れるための体制の整備・周知を行う。	
				1	(3)	被災によって不足した医薬品や血液・医療用資機材等を調達する。	
				1	(4)	医療救護活動にかかる人員の搬送に当たって、搬送手段の優先的な確保等 特別な配慮を行う。	
		7-2-3	傷病者等	の搬送			
				1	(1)	輸送が必要な傷病者の輸送手段及び受け入れ先の確保に協力する。	
				1	(2)	人工透析等の緊急を要する傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、 県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送する。	
		7-2-4	被災者へ	の健康す	5揺		
				1/2/17/	~ ***		
				2	(1)	被災者の生活・健康に関する断続的な状況把握を実施する。	
				2	(2)	車中泊の人等のエコノミークラス症候群の注意喚起を行う。	
				2	(3)	傷病者等に対する救護班・医療機関の受診の推奨を行う。	
				2	(4)	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。	
				2	(5)	災害関連死の防止策を検討する。	
				2	(6)	炊出しや、ボランティアでの食事提供者、被災者の食中毒予防に対する指導 監督を行う。	
				2	(7)	仮設トイレや飲料水の衛生状態の確保及び、廃棄物への対応を行う。	
				3	(8)	医師・保健師等と連携し、インフルエンザや感染症予防の保健指導、被災者 の健康管理相談等を行う。	
				3	(9)	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者も含めた被災者の「こころのケア」を実施する。	
				3	(10)	避難所たけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不沽発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なく送るよう広報する	
		7-2-5	動物救護	支対策			
				3	(1)	動物の保護や適正飼育に関する必要な対策の実施を呼びかける。	
				3	(2)	放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。	
	7-3	遺体の処	<b>心理</b>				
		7-3-1	遺体の多	で置所の記	受置・運営		
				1	(1)	遺体の安置所(寺院、市有施設等)を確保し、関係機関に周知する。	
				1	(2)	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。	
				2	(3)	遺体の安置所を管理運営する。	
				2	(4)	遺体の身元確認を警察・医療機関と協力して実施するとともに、遺族への遺体の引き渡しを行う。	
		7-3-2	遺体の地	 型火葬			
				2	(1)	遺体の保護、埋葬が困難な場合、都道府県及び他市町村に対し応援要請を 行う。	
8 : 通	<b>達難</b>	所等、被	数後者の	生活対	策		
	8-1	避難所					
			避難所の	)開設·運	<u></u>		
				1	(1)	避難所となる施設の安全確認を行う。	
				1	(2)	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。	

内閣府	業務	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称閣府ガイド	名称	八工性	7 ± 7 7	フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況
				1	(3)	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の 人数と状態把握をできる限り行う。	
				1	(4)	避難者名簿を作成する。	
				1	(5)	避難所の備蓄物資の提供を行う。	
				1	(6)	避難所への安否問い合わせ対応(名簿の情報の公開等)について、共通の ルールを避難所担当者等に周知する。	
				1	(7)	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。	
				1	(8)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	
				2	(9)	避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。	
				2	(10)	避難所で発生したごみを適切に分別し、処理する。	
				2	(11)	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	
				2	(12)	避難所のプライバシー確保対策を実施する(間仕切り、更衣室等の設置)。	
				2	(13)	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所にお ける食事に配慮する。	
				3	(14)	避難所における炊出し環境を整える(コンロ等の提供等)。	
				3	(15)	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	
				3	(16)	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に 立った避難所運営に努める。	
		8-1-2	避難所の	)環境·健	康支援及	なび保健衛生活動	
				1	(1)	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。	
				2	(2)	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	
				2	(3)	避難所の生活空間の整備を行う(トイレ、通路の確保、間仕切り、更衣用個室、腰掛ける場所等(配慮が必要な人、女性等を考慮))。	
				2	(4)	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛 生状態を確保するための物資を確保する。	
				2	(5)	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	
				2	(6)	避難所での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活 発病予防等を含む)。	
				3	(7)	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。	
				3	(8)	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。	
				3	(9)	避難所周辺の入浴施設(銭湯等)や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。	
				3	(10)	臨時公衆電話の設置を依頼する。	
				4	(11)	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	
		8-1-3	避難所で	の広報・	情報提供	活動	
				2	(1)	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。	
				4	(2)	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていないかを把握し、適切に実施されるようにする。	
				4	(3)	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に便乗した犯罪等に遭わないための相 談窓口等を設置する。	
				4	(4)	被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	

- 70	/J H	10.10 () 17	-00.7 0.				
内閣ラ府	業務名	+	エーック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	名称	人工性	チェック	フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	<sub> </sub> 状況 
		8-1-4	避難所の	)集約・閉	鎖		<u></u>
				5	(1)	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	
				5	(2)	    避難所閉鎖に伴う、閉所式、避難所清掃業務を実施し、管理者に引き渡す。	
		8-1-5	<u> </u> 指定避難	≝所外の▮	校各難名	I 床	
				2	(1)	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ(カーラジオ)を用いた情報提供等を実施する。	
				2	(2)	指定避難所以外の避難状況の把握手段(体制、巡回ルート等)の検討を行う。	
				2	(3)	指定避難所以外の避難状況(場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検 討するのに必要な情報)を把握する。	
				こ人への	対策		
	9-1	要援護				- mills 1 Ind	
		9-1-1	避難行動	助要支援和	<b>雪に対す</b>	る避難支援	
				1	(1)	避難行動要支援者名簿等を用いて、避難の支援、安否の確認等の必要な措置を実施する。	
		9-1-2	福祉避難	推所の開語	殳 運営		
				1	(1)	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。	
				1	(2)	福祉避難所を開設する。	
				1	(3)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	
				2	(4)	福祉避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。	
				2	(5)	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。	
		9-1-3	要援護者	旨に対する	広報・情	報提供 	T
				2	(1)	外国人や視覚・聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、 文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。	
		9-1-4	避難所以	内の要援語	養者への!	対応	
				1	(1)	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し、必要に応じ、別室に誘導または医療機関・福祉避難所に移送する。	
				2	(2)	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保(介護施設の 入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配)を行う。	
				2	(3)	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に 要望し、設置する。	
		9-1-5	在宅の要	要援護者!	こ対する行	各種生活支援·健康支援	
				2	(1)	要援護者に対する各種相談窓口を設置し、受付職員を配置して運用する。	
				3	(2)	個別訪問等により、要援護者の生活・健康に関する詳細かつ継続的な状況把 握を実施する。	
				3	(3)	要援護者の状況に応じ、移送サービス、入浴支援、一時預かり等の各種支援を実施する。	
	9-2	文教					
		9-2-1	児童生物	もの安全で	霍保、安台	5催認 1	
				1	(1)	児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置等の情報を収集する。	
				1	(2)	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置などの情報について広報を行う。	
				2	(3)	避難所における児童生徒の状況把握や家庭訪問等により、児童生徒の心身の状況を継続的に把握する。	
		9-2-2	<b>文教施</b> 記	その被害物	大況把握	及び復旧	
				1	(1)	学校等の被害の状況の情報を収集する。	
				2	(2)	各文教施設の被害状況に応じ、点検・清掃、必要に応じた応急復旧を行う。	
		9-2-3	広争教育	マンス 大教者	関重の		

				フェーズ		TO THE MET OF THE COMMUNICATION OF THE COMMUNICATIO	f
内閣	業務	<b></b>	- 4	番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	_ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1(当日中)		状況
72				4	(1)	通学路及び校区域の点検パトロールによる危険箇所把握を行い、危険発見時には内容に応じた措置をとる。	
				4	(2)	被災児童生徒の状況に応じた教科書、学用品等の確保・支給を行う。	
				4	(3)	給食の再開のための調理資機材、食材の調達等を行う。	
				4	(4)	文教施設の再開、応急教育の実施に必要な教職員を確保する。	
				4	(5)	学校の児童生徒の「こころのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校 と連携して実施する。	
10:			送、供網				
	10-		調達・供				
		10-1-1	物資の訓	間達·供給			1
				1	(1)	各備蓄倉庫にある備蓄物資を配布する。	
				1	(2)	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。	
				1	(3)	各避難所等の物資ニーズを把握、集計する。	
				1	(4)	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。	
				1	(5)	物流業者寺と連携し、物質の配法拠点の確保や避難所寺への配法ルートを 含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知 する	
				1	(6)	物資集積所の開設を行い、物資の受入れ等を実施する。	
				1	(7)	物資集積所にある物資の管理を行う。	
				1	(8)	物資の配送に必要な車両を確保する。	
				1	(9)	物資ニーズにもとづき物資の配分、避難所等への運搬を実施する。	
				1	(10)	都道府県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の 調達について応援を要請する。	
				1	(11)	水や食料等の確保について広報する。	
				1	(12)	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手段で被災地外に周知する。	
				1	(13)	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。	
				2	(14)	物資の輸送拠点における要員確保のため、応援要請を行う。	
11:	ボラ	ンティア	との協作	動活動			
	11-	1ボラン	ティア				
		11-1-1	ボランテ	ィアセンタ	一の設置	置·運用	
				2	(1)	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。	
				2	(2)	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。	
				2	(3)	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。	
				2	(4)	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注 意事項の周知を行う。	
				2	(5)	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズに ついて整理する。	
				2	(6)	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動(コーディネート)を要請する。	
		11-1-2	NPO等	上の連携			
				2	(1)	避難者支援のNPO/ボランティア派遣を依頼する。	
					(1)	歴	
1	11-	2自主防	災				

	/ J H	1112	-00.7 0.		f M 心のカイトフィンコチェッフッスト(心 展版) :-ズ					
内閣府に	業 務 名	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック			
ライン名称	名称	八二性	7 ± 00	     フェーズ	1(当日中)	」 )、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況			
TT.		11-2-1	<u></u> 自主防災	<u></u>	 友援		d			
				3	(1)	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。				
				6	(2)	自主防災組織等の存続に対する支援及び、休廃止を行う場合の諸手続きを 行う。				
12:	公夫	・ ・インフラ	ラ被害の	応急処	置等					
	12-	1道路								
		12-1-1	道路施討	との被害性	青報収集					
				1	(1)	道路等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。				
				1	(2)	橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、 裏山等の土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。				
				1	(3)	道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害に係る情報を収集する。				
		12-1-2	道路啓開	Ą						
				1	(1)	路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に 応じて、自衛隊等による支援を要請する。				
		12-1-3	道路施討	との応急を	复旧					
				2	(1)	道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被災状況等を勘案し、道路の応急復 旧を実施する。				
		12-1-4	道路施討	の本復	8					
				4	(1)	道路構造物の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。				
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、道路施設の本復旧を実施 する。				
		12-1-5	道路施討	の被害・	復旧に係	<b>系る広報・情報提供</b>				
				1	(1)	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。				
		-2擎借•7		1	(2)	道路等の被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。				
	12-2警備・交通 12-2-1 各種交通機関の情報収集及び広報・情報提供活動									
		12-2-1								
				1	(1)	交通規制の実施状況について広報する。 				
		10.00		1	(2)	交通機関の復旧見込みについて広報する。 				
		12-2-2	災害時の							
				1	(1)	道路の被害状況等を加味し緊急輸送路を指定する				
				1	(2)	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を行う。				
				1	(3)	被害の状況から、危険個所について車両の進入を抑制し、交通の安全を確保する。				
		12-2-3	道路交通	種関への	D対応					
				1	(1)	道路交通機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。				
				1	(2)	道路交通機関運休に伴い振り替え輸送を実施する。				
		12-2-4	被災地の	パトロー	ル活動					
				3	(1)	被災地の混乱防止、防犯等のため、定期的なパトロール活動を行う。				
				3	(2)	被災者に対して、防犯に関する注意喚起を行う。				
	12-	3鉄道	Au	L	_ 44-					
		12-3-1	鉄道の被	医害情報	又集					
				1	(1)	鉄道機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。				
	12-		業施設			ı				

内閣ラ	業			フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック		 1(当日中)		大規一
称「		12-4-1	農物農業	<u>'</u> ŧ施設の初	#害情報		
				1	(1)	農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況を把握する。	
				1	(2)	農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設、 水産物及び水産施設の被害状況を収集する。	
				2	(3)	農地および農業施設等の被害状況について広報を行う。	
		12-4-2	農地農業	<b>Ě施設の</b> 帰	5急対応		
				1	(1)	農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の被害状況把握を受け、応急対策 を速やかに実施する。	
				1	(2)	農林水産業施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。	
				3	(3)	死亡した家畜の円滑な処分について、畜産業者に周知する。	
				3	(4)	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。	
				3	(5)	家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。	
		12-4-3	農地農業	<b>施設の</b> 2	を 後旧事		
	10	E   =4.7¥		4	(1)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、農地農業施設の本復旧を 実施する。	
	12-	<u>5上水道</u>		記の被害	情報小	<b>4</b>	
				1	(1)	上水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。	
		12-5-2	<u></u> 応急給力	 <活動			
				2	(1)	給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。	
		12-5-3	上水道旗	を設の応急	復旧		
				2	(1)	上水道施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。	
				2	(2)	上水道施設の応急復旧を実施する。	
		12-5-4	上水道旗	記の本行	夏旧		
				4	(1)	上水道施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。	
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、上水道施設の本復旧を実 施する。	
	12-	6下水道			·	-	
		12–6–1 	下水道族	記の被害	<b>「情報収</b>	<b>果</b>	
				1	(1)	下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。	
		12-6-2	ト水退所	記設の応急	退復旧		
				2	(1)	下水道施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。	
		12-6-2	下水道物	2 函設 <b>の本</b> 征	(2) FID	下水道施設の応急復旧を実施する。	
		12-0-3					
				4	(1)	下水道施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。 応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、下水道施設の本復旧を実	
	10	 7電力・ナ	ゴフ・済信	4 ∍	(2)	施する。	
	12-				者の被害	· ·状況収集·連絡調整	
		, ,		1	(1)	各ライフライン事業者から、停電、通信途絶、ガス供給停止等、ライフライン供給停止に関する情報(範囲や供給停止期間)等を収集する。	
	12-	8河川・淮	東岸				
		12-8-1	河川•海	岸施設の	被害情報	<b>及収集</b>	

				フェーズ	-7				
内閣の	内閣 業   開解 務 大工程		番号		チェック項目	チェック			
ライン名称	名称	大工程	チェック		· 1 (当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	大況   		
				1	(1)	河川・海岸施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。			
				1	(2)	公共土木施設(港湾、河川施設、空港等)の施設被害が発見された場合は、 都道府県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住 民に情報伝達する。			
				3	(3)	就航船舶に対し、漁業無線を利用して被害情報を提供する。			
		12-8-2	河川·海	岸施設の	応急対応	;			
				1	(1)	港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域 内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。			
				2	(2)	河川・海岸施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。			
				2	(3)	ブルーシート等での被覆、土のうの積み上げ等による二次災害防止及び応急 復旧を実施する。			
				3	(4)	船舶活動支援施設(給油、給水)の応急修繕を行う。			
				3	(5)	必要に応じ、冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先等について、確保・移送の措置 を行う。			
				3	(6)	必要に応じ、養殖水産物の移動について調整を行い、受け入れ先への移動を 行う。			
		12-8-3	河川•海	岸施設の	本復旧				
				4	(1)	河川・海岸施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。			
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、河川・海岸施設の本復旧 を実施する。			
	12-	9公共建				* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		12-9-1	公共建物	か・施設の	被害情報	<b>战权集</b>			
				1	(1)	市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。			
				1	(2)	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨 等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害 の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。			
		12-9-2	公共建物	か・施設の	応急対応				
				1	(1)	使用者の安否確認・避難支援を行う。また災害対応を実施できるよう対応する。			
		12-9-3	公共建物	か 施設の	復旧				
				4	(1)	応急対応の状況に応じて、優先度の高いものから、公共建物・施設の本復旧 を実施する。			
	12-	10危険物							
		12-10-1	危険物災	(害状況の	)把握及	び収集			
				1		危険物施設における被害状況把握を行う。			
		12-10-2	周辺住民	の避難記	<b>落</b> 導				
				1	(1)	被害情報より、必要に応じて周辺住民への避難指示、勧告を行い、避難支援 を実施する。			
		12-10-3	危険物の	)応急対応	<u>ک</u>				
	10			1	(1)	危険物により、2次被害等の発生が懸念される場合、被害の拡大防止対策の 実施を管理者指示・要請する。			
	12-	11障害物		N B△ +					
		12-11-1	障害物()	が除去					
	7 th 14.4			3		災害対応の妨げとなる車両・船舶等の障害物を除去する。			
13:			-	急危険度	刊正				
	13-	1応急危							
		13–1–1	応急危险	度判定					
				1	(1)	職員の応急危険度判定業務の実施体制を確保する(応急危険度判定本部の設置等)。			
				1	(2)	建物、宅地の被害に関する情報に基づき、建物/宅地応急危険度判定の実施について判断する。			

内閣府ガイド	業務	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
イン名称	業務名称	人工性	テエック	   フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	├ 状況
				1	(3)	建物、宅地応急危険度判定に必要な支援を他の地方公共団体・応急危険度 判定士会・宅地判定士に要請する。	
				1	(4)	建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。	
				2	(5)	家屋被害情報をもとに、調査対象、調査方針を決定し、調査計画を立てる。	
				2	(6)	建物、宅地危険度判定を実施する。	
				2	(7)	建物応急危険度判定、宅地危険度判定の実施について広報する。	
	13-		理·解体 住居修理				
				4	(1)	住宅の応急修理について、制度を周知し、受付窓口等を設けて対応する。	
		13-2-2	住居解体	<b>k</b>			
				3	(1)	倒壊のおそれがあるなどの危険な家屋等について、解体撤去を行う。	
14:				炎証明の	)発行		
	14-	1被害認	定調査 <b>被害認</b> 疑	2調本			
		14 1 1		2	(1)	被害認定調査のための応援要員を確保する。	
				2	(2)	被害認定調査について実施時期を周知する。	
				3	(3)	被害認定調査の実施について広報する。	
				3	(4)	必要に応じて、調査結果のばらつきをなくすための調査員を対象とした研修を 実施する。	
				4	(5)	被害認定調査を実施する。	
	14-	2罹災証		用書の発行	〒• 农什		
		14 2 1		3		被災者台帳を作成する。	
				3	(2)	<b>罹災証明の発行手続きについて広報する。</b>	
				3	(3)	罹災証明書の交付に係る人員・スペースを確保する。	
				3	(4)	罹災証明書の交付を行う。	
15:		设住宅					
	15-	1応急仮		・	事記 ひァぐ	入居に関する対応	
		IV-I-I	心思议記	3	<b>主政及び</b> (1)	へ后に関する対応 仮設住宅の建設候補地を選定する。	
				3	(2)	被災戸数から供与仮設住宅戸数を決定する。	
				4	(3)	仮設住宅を着工する。	
				4	(4)	仮設住宅の入居対象者を決定し、広報する。	
				4	(5)	入居応募者を選定基準に基づき選定する。	
				4	(6)	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	
		15-1-2	応急仮討	<b>处住宅入</b> 原	居後の支	援 	
				6	(1)	応急仮設住宅の入退去者を名簿等を用いて管理する。	

				¬- ブ			1
内閣	業務			フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称 内閣府ガイド	務名称	大工程	チェック	フェーズ	l 1(当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	状況
				6	(2)	入居者のこころのケア、健康・栄養状態のチェック等を行う。	
				6	(3)	入居者の自治会設置等コミュニティづくりの支援を行う。	
		15-1-3	みなし仮	設の入居	に関する	5対応	
				3	(1)	周辺市町村及び都道府県の公営住宅の空き家情報を確認し、広報を行う。	
				3	(2)	都道府県と連携し、民間賃貸住宅の空き家状況を確認し、仮設住宅として借 上げ、供与を行う。	
				4	(3)	住民が自ら確保した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。	
16.	生语	5再建支					ı
		1 <del>页</del>					
	10-		義援金の	受付・配	布		
				2	(1)	義援金の受入口座について広報する。	
				2	(2)	義援金の受入れについて、日赤(支部)等と連携し、受入口座を設定し、周知 する。	
				2	(3)	義援金の受入れ、管理、配布に係る各種事務・連絡調整・窓口対応等を行う。	
				4	(4)	義援金配分委員会を設置し、都道府県からの配分額及び被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を 定めた配分計画を決定する。	
		16-1-2	その他(	養援金以	外の)寄	付金への対応	•
				4	(1)	義援金以外の寄付金(特定施設の復旧への寄付等)に関して、出納管理等の対応を行う。	
	16-	2生活再	建支援				
		16-2-1	各種生活	<b>再建支护</b>	暖制度の	運用	
				2	(1)	当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金(生活福祉資金貸付)等の対応について周知する。	
				3	(2)	各種生活再建支援策について、被災者への周知及び制度運用を行う。	
				4	(3)	都道府県において被災者生活再建支援金の適用の公示後、給付条件等について被災者に周知する。	
	16-	<u>3土地利</u>	用				
		16-3-1	土地利用	列制限			
				5	(1)	必要に応じて、被災地の土地利用の制限に関する検討を行うとともに、その内容を周知・指導する。	
	16-	4復旧·0	复興				
		16-4-1	復旧・復	興計画			
				6	(1)	中長期的な復旧・復興に関する実施方針、実施手順等をとりまとめ、復旧・復 興計画を策定する。	
				6	(2)	復旧・復興に関する座談会の開催、パブリックコメントの実施等により、復旧・ 復興計画に係る住民の意見を収集し、計画に反映する。	
	16-	5企業					
	16-5-1 企業の被災・影響調査						
				3	(1)	商工会議所・商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握す る。	
				5	(2)	企業の事業継続に対する災害の影響を、商工会などと連携して調査する。	
		16-5-2	企業に対	する支援	2		_
				3	(1)	被災中小企業者等の金融相談等の窓口を設置し、広報する。	
				4	(2)	被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機 関等に要請する。	
				4	(3)	事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士·弁護士等の専門家の支援を 得ながら、事業再開のための相談を実施する。	
17:	廃重	- 実物処理	1				
1 .		1廃棄物					

内閣の	業務	1 – 70		フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	ズ	l 1(当日中)		状況
称:		17-1-1	 廃棄物処	<u></u> L理場の神	 皮害状況		<u></u>
				1	(1)	廃棄物処理場の緊急点検を行い、被害状況を把握する。	
		17-1-2	廃棄物処	1理場への	の応急対	r 応	
				2	(1)	廃棄物処理場の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。	
				2	(2)	処理機能が継続可能なよう、処理施設の応急復旧を行う。	
		17-1-3	廃棄物仍	置き場の	設置・管	「 <b>理・運営</b>  かれざ親か天重に発生する場合は、集積場を設直するとともに、こみの飛散	
				3	(1)	防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する	
		17-1-4	廃棄物心	収集の実施	<b>16</b>		T
				2	(1)	災害ごみの処理について広報する。	
				2	(2)	災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、 処分に関する実施計画を策定する。	
				3	(3)	災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。	
				3	(4)	腐敗の早い燃やすごみについて、早急に収集を行う。	
				4	(5)	燃やさないごみ・粗大ごみの収集を行う。	
				4	(6)	がれき類の収集をおおむね1ヶ月以内に開始する。	
		17-1-5	仮設トイ	レ・し尿所	処理への	D対応	
				2	(1)	備蓄してある仮設トイレを下水道施設の被害状況に応じて設置する。	
				2	(2)	し尿の収集を、都道府県等の応援を得て開始する。	
				3	(3)	備蓄してある仮設トイレのみでは不足が出た場合、他行政、協定業者等に要 請し調達を行い、設置する。	
	そσ.						
	18-	1財政・金	<sup>主融</sup> 金融機関	の独宝。	おなまる	2 知場	
		10 1 1					Ī
				1	(1)	銀行等金融機関の被害状況、災害への対応状況を把握する。 財務省の災害に対する金融上の措置等についての要請に基づき、通帳を紛	
				3	(2)	失した被災者への対応等を金融機関・住民に周知する。	
		18-1-2	物価の多	定定のため	りの措置		1
				3	(1)	食糧・生活必需品等の小売価格を把握し、適正価格での販売に関する指導、 買占めの防止に関する広報等を行う。	
	18-		育·訓練				
		18-2-1	防災教育	f·訓練			1
				6	(1)	災害対応に関する各種記録、被災者の手記等を収集し、災害対応に関する課題・改善点を整理する。	
				6	(2)	災害の体験を踏まえた防災啓発・研修・訓練等を企画・運営する。	
	18-	3財源・基					
		18-3-1	基金				T
				4	(1)	災害救助法に基づく災害救助基金に関する、都道府県との連絡調整及び事 務手続きを実施する。	
				4	(2)	激甚災害の指定に伴う国庫補助等、国からの資金援助に係る連絡調整及び 事務手続きを実施する。	
		18-3-2	補正予算	Į.			
				6	(1)	災害発生に伴う補正予算の編成に関する検討、調整、事務を行う。	
	18-	4出納					-
		18-4-1	災害対策	を本部のと	出納		

内閣府ガイド	業務名	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック ! 状況
名ド称	称			フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~) 	
				2	(1)	災害対策本部の出納に係る、調達、管理、保管、事務手続きを行う。	
	18-	5法令					
		18-5-1	災害関連	[法規の]	<b>車用</b>		
				4	(1)	災害救助法、激甚法等災害関連法規の適用に係る、連絡調整及び事務手続きを行う。	
		18-5-2	災害に関	する条例	・規則の	整備•改正	
				4	(1)	必要に応じて、災害に関する条例・規則の整備・改正を行う。	

内閣府	業務	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	名称	人工程	7 1 9 9	   フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況
	害	 対策本部	『の組織	 t•運営			,
	1-1	災害対策	(本部				
		1-1-1	災害警戒	体制の権	<b>構築(発災</b>	(前-災害対策本部設置前)	
				0	(1)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、市町村長、庁内各部署に 報告する。	
				0	(2)	気象の状況に応じて、災害警戒本部等の警戒体制を確立する。	
				0	(3)	関係機関の警戒体制設置状況、関係機関との連絡・連携方法についての確認を行い、必要に応じてリエゾンの受入れ・派遣を行う。	
				0	(4)	各種事業・行事についての中止・延期の判断を行う。	
				0	(5)	警戒本部会議を開催し、各部署の準備・対応状況を確認するとともに、避難勧告等の発令、避難所の開設等今後の活動方針を定める。	
		1-1-2	災害対策	本部の記	g置·体制	の確立	
				0	(1)	水害発生の危険性の状況に応じ、警戒本部体制から、災害対策本部体制への移行を 決定し、災害対策本部を設置する。	
				0	(2)	本部の通信設備・OA機器の確保等、災害対策本部の執務体制を確立する。	
				1	(3)	代替施設の確保を行う。	
		1-1-3	災害対策	本部の道	<b>里営</b>		
				0	(1)	第1回本部会議を開催する。	
				1	(2)	関係機関に災害対策本部会議への出動を要請する。	
				2	(3)	第1回以降、定期的に災害対策本部会議を開催する。	
		1-1-4	各対策部	『班の運営	Š		
				0	(1)	各部署における所管施設の安全対策状況を把握し、関係行事の中止等対応予定について検討する。	
				0	(2)	各対策部班の動員・参集状況を把握し、対策部班を運営する。	
		1-1-5	災害対策	本部の角	解散		
				6	(1)	災害対応の状況を踏まえ災害対策本部を解散する。	
		1-1-6	記者会見	・マスコミ	対応		
				1	(1)	定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。	
				1	(2)	広報責任者を設置し、取材ルール(本部会議の公開/非公開)について、報道機関に 周知する。	
	1-2	人員管理	里				
		1-2-1	職員参集	₹・安否状	況の把握		
				0	(1)	職員の参集に係る配備体制・連絡体制を確認し、職員への注意喚起・準備指示を行う。	
				0	(2)	水害発生の危険性の状況に応じた配備・参集を職員に指示する。	
				0	(3)	職員の参集状況を把握・集計する。	
				2	(4)	参集不能、安否不明な職員に対して、電話連絡、個別訪問等により状況を把握する。	
		1-2-2	職員動員	状況管理	<b>#</b>		
				0	(1)	巡視・点検等に動員した職員に対して、災害発生の危険性の状況に応じた適切な退 避・安全確保措置の指示を行う。	
				2	(2)	職員の勤務状況を管理し、適切な休息、休暇を取らせる。	
				2	(3)	災害対応における人員の過不足状況等を鑑み、各部署との調整の上で職員を最適に 配置する。	
		1-2-3	職員に対	する生活	支援		

内朗	業			フェーズ 番号		チェック項目	
ライン名称	務名	大工程	チェック		. (14 = ±)		チェック ¦ 状況
名ド称	称			; フェーズ 	1(当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~) 	
				1	(1)	職員に対して、食糧、飲料水、トイレ、毛布等を供給する等の生活支援を行う。	
				3	(2)	行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の「こころのケア」を実施する。	
				4	(3)	必要に応じて、職員の公務上の負傷等に対する災害補償の事務を行う。	
		1-2-4	輸送手段	と(車両)の	確保		
				0	(1)	車両等を調達し、人員・物資の輸送手段を確保する。	
	1-3	要人対応	ប់				L
		1-3-1	要人の初	察等への	D対応		
				3	(1)	国、都道府県、その他公的機関からの視察等に対して、連絡調整及び現地対応を行う。	
		の確保					
	2-1	<u>通信確保</u>	<del>え</del> 通信施設	るまされ	ロ場レ海!	<b>-</b>	
		211					
				0	(1)	防災行政無線の疎通状況の確認を行う。 	
				1	(2)	被災地との通信インフラの状況を確認する。	
				2	(3)	被災を受けた情報通信ネットワーク・システムの復旧を行う。	
				2	(4)	防災行政無線の継続的に管理し、運用を統制する。	
		2-1-2	代替通信	手段の配	<b>在保</b>		
				1	(1)	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する。	
				1	(2)	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、 アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	
3:初		情報の4					
	3-1	被害情報	<sub>图</sub> 浸水範囲	の転出			
		3-1-1			(4)		
				1	(1)	浸水被害の発生状況、範囲、浸水深の概況を把握・収集し、地図等にとりまとめる。 	
		3-1-2	各種被害				
				1	(1)	ヘリコプターの派遣要請を行う。	
				1	(2)	情報専門家(マスコミ関係者等)の支援や、情報担当者の訓練を通じた情報のトリアージ体制を確保する。	
				1	(3)	TV・ラジオ等より、マスコミによる被害報道の内容を確認し、取りまとめる。	
				1	(4)	人的被害の把握を行う。	
				1	(5)	庁舎施設・設備の被害状況を確認する。	
				1	(6)	市管理(道路・河川・砂防)施設の被害状況を確認する。	
				1	(7)	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報(影響範囲、影響戸数、復旧見込み等)を入手する。	
				1	(8)	都道府県、消防、警察、地方整備局等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。	
				1	(9)	被害状況等を集約し、定期的に都道府県に報告する。	
				3	(10)	被害金額等の概算を集計し、都道府県に報告する。	
4:货		青報の信					
	4–1	ハザード 4-1-1	`情報 <b>各種災</b> 害	情報の単	∇集 • <del>佐</del> 湯		

内閣府	業務		1	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	 ¦ フェーズ	1 (当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	<b>状況</b>
				0	(1)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、気象庁、都道府県、関係 機関等から収集する。	,
				0	(2)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、マスコミ・コミュニティFM 等の報道機関を通じて伝達する。	
				0	(3)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、ホームページにより伝達 する。	
				0	(4)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、防災行政無線により伝達 する。	
				1	(5)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、(停電等により情報伝達 危機が利用できない場合)半鐘や回覧板等のローテクを用いて伝達する。	
				1	(6)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、停電等により情報伝達危機が利用できない場合、オフロードバイク等により孤立集落等へ伝達する。	
				0	(7)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、学校および児童生徒に 伝達する。	
				0	(8)	気象注意報・警報、ダム水位や河川水位等に関する情報を、NPO等を通じて伝達する。	
		4-1-2	避難勧告	・指示の	発令・伝	達	
				0	(1)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域を有する町内会、自主防災組織に対して、注意喚起を行い、自主避難の準備を促す。	
				0	(2)	ホットライン等により国・都道府県の河川管理者等に避難勧告・指示の発令に関する助言を受ける。	
				0	(3)	水害発生の危険が予想される範囲に、避難勧告、指示等を発令し、伝達する。	
				1	(4)	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	
				1	(5)	治山・砂防施設、河川・護岸設備の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止 するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。	
				1	(6)	危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがある場合は、必要な広報活動を行い、必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	
				2	(7)	土砂災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。	
		<i>D</i> = 4.		2	(8)	土砂災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行う。	
	4-2		か避難				
		4-2-1	各種避難	E又抜"女	<b>台帷</b> 総		
				0	(1)	避難勧告、指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。	
				1	(2)	市民等の安否確認状況について広報する。	
				1	(3)	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。	
		4.0.0	広域的な	1		観光者の避難状況を把握し、必要に応じて避難場所に避難させる。	
		4-2-2	仏域的る	· 姓無又力	<b>E</b>		
				3	(1)	住民の広域避難に関して、避難先の他市町村等との連絡調整を行う。	
	- 100 /	011		3	(2)	必要に応じて、避難先への移送支援を実施する。	
_		の受入を					
	5-1	相互応接		<b>E</b> .			
		5-1-1	応援要請	1			
				1	(1)	応援協定に基づき、応援要請を行う。	
				1	(2)	民間団体等への支援要請を行う。	
		5-1-2	心援の労	さんれ(に	问けた準	備・手配)	

内閣府	業務	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ス閣府ガイド	務名称	八工性	7 ± 9 7	- - - - -	1 (当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況
				1	(1)	物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設を指定する。	
				1	(2)	宿泊場所及び宿営地を確保する。	
				1	(3)	車両集結場所を確保する。	
				1	(4)	燃料を確保する。	
				1	(5)	食事及び炊事施設を確保する。	
				1	(6)	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。	
		5-1-3	応援人員	の管理道	<b>運用</b>		
				1	(1)	連絡窓口を指定する。	
				1	(2)	応援隊事務室を設置する。	
				2	(3)	人員の不足状況、応援人員の専門性等を鑑み、応援人員を最適に配置し、運用する。	
	5-2	自衛隊•	航空消队	防災			
		5-2-1	自衛隊へ	の応援	要請・受け	·入れ	
				1	(1)	自衛隊の災害派遣要請を行う。	
				1	(2)	自衛隊の活動拠点(車両集結地・宿営地等)を確保し、自衛隊との活動内容・状況等に 関する連絡調整を行う。	
		5-2-2	消防への	派遣要記	青・受け入	.n	
				1	(1)	消防(緊急消防援助隊)の派遣要請を行う。	
				1	(2)	緊急消防援助隊の活動拠点(車両集結地・宿泊場所等)を確保し、援助隊との活動内容・状況等に関する連絡調整を行う。	
6:広	報	舌動					
			スメディフ	7			
					か(ホーム	ページ、広報誌等)	
				0	(1)	水害発生への警戒の呼びかけとともに、準備すべき事項、避難に関する注意事項など について、緊急メール、ホームページ等により市民に周知する。	
				0	(2)	市町村の体制の設置状況、準備・対応状況についてホームページ等で広報する。	
				0	(3)	避難所の開設状況について広報する。	
				1	(4)	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて広報す る。	
				1	(5)	下水道等施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民 に広報する。	
				1	(6)	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。	
				2		診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等)について広報する。	
				2	(8)	被災状況、復旧状況、各種支援方策等を知らせる広報資料を定期的に作成し、これを 用いて継続的な広報活動を行う。	
				2	(9)	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止するための情 報発信等を行う。	
	6-2		□・電話対				
		6-2-1	総合電訊	窓口の記	设置•対応	「(コールセンター含む) 	
			(W) (1) (t)	1		住民からの報告、相談、苦情等に対する電話対応体制を構築し、運用する。	
		6-2-2	(受付)網	合相談和	公口の設	直·对応 [	
				3	(1)	住民問い合わせ対応窓口を設置する。	
				3	(2)	住民問い合わせ窓口に必要な職員を配置し、運用する。	

内	業			フェーズ		- 147	
ライ、	務名	大工程	チェック	番号 		チェック項目 	チェック ! 状況
ライン名称	称			フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~) 	1 1////L
	、助·	救急活	動				
	7-1	救急・救		An ablasses	- =1		
		7-1-1	消火・救	急・救助流	古動		
				1	(1)	救護所を設置する。	
				1		死傷者の救出、搬送を行う。必要に応じて、重症者をヘリコプター等により被災地外に 広域搬送する。	
				1	(3)	行方不明者の捜索を行う。	
	7–2	医療・衛		の情報ル	n 46		
		7-2-1	<b>乙</b> 源 (版)	まり7月 年収4		医療機関の被災状況、診療可能な医療機関や救護所(外来、入院、透析等特別な治	
				1	(1)	療が可能な病院等)について把握する。	
		7-2-2	医療関係	団体への	の応援要認	情•連絡調整	
				1	(1)	必要に応じて、医療・保健の専門家の派遣を要請する。	
				1	(2)	外部支援医療・保健チームを円滑に受け人れるための体制の整備・周知を行う。	
				1	(3)	被災によって不足した医薬品や血液・医療用資機材等を調達する。	
				1	(4)	医療救護活動にかかる人員の搬送に当たって、搬送手段の優先的な確保等特別な配 慮を行う。	
		7-2-3	傷病者等	の搬送			
				1	(1)	輸送が必要な傷病者の輸送手段及び受け入れ先の確保に協力する。	
				1	(2)	人工透析等の緊急を要する傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び 防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送する。	
		7-2-4	被災者へ	の健康す	を援		
				2	(1)	被災者の生活・健康に関する断続的な状況把握を実施する。	
				2	(2)	車中泊の人等のエコノミークラス症候群の注意喚起を行う。	
				2	(3)	傷病者等に対する救護班・医療機関の受診の推奨を行う。	
				2	(4)	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。	
				2	(5)	災害関連死の防止策を検討する。	
				2	(6)	炊出しや、ボランティアでの食事提供者、被災者の食中毒予防に対する指導監督を行う。	
				2	(7)	仮設トイレや飲料水の衛生状態の確保及び、廃棄物への対応を行う。	
				3	(8)	医師・保健師等と連携し、インフルエンザや感染症予防の保健指導、被災者の健康管理相談等を行う。	
				3	(9)	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者も含めた被災者の「こころのケア」を実施する。	
				3	(10)	避難所だけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不活発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なく送るよう広報する。	
		7-2-5	動物救護	対策			
				3	(1)	動物の保護や適正飼育に関する必要な対策の実施を呼びかける。	
				3	(2)	放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行 う。	
	7–3	遺体の処		2年式へ-	Λ <del>.</del>	<u> </u>	
		/-3-1	遺体の多	で置所の記 1		: 	
				1	(2)	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。	

内閣	業			フェーズ 番号		チェック項目	チェック
内閣府ガイド	務名称	大工程	チェック	ズ ¦ フェーズ 	l 1 (当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				2	(3)	遺体の安置所を管理運営する。	
				2	(4)	遺体の身元確認を警察・医療機関と協力して実施するとともに、遺族への遺体の引き渡しを行う。	
		7-3-2	遺体の埋	<b>L火葬</b>			
				2	(1)	遺体の保護、埋葬が困難な場合、都道府県及び他市町村に対し応援要請を行う。	
8:避		听等、被 避難所	災者の	生活対策	策		
			避難所の	開設•運	営		
				0	(1)	自主避難の呼びかけや、避難勧告等の発令の状況に応じて、避難所の開設を行う。	
				1	(2)	避難所となる施設の安全確認を行う。	
				1	(3)	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合 は、協力して避難所環境の整備にあたる。	
				1	(4)	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と 状態把握をできる限り行う。	
				1	(5)	避難者名簿を作成する。	
				1	(6)	避難所の備蓄物資の提供を行う。	
				1	(7)	避難所への安否問い合わせ対応(名簿の情報の公開等)について、共通のルールを 避難所担当者等に周知する。	
				1	(8)	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。	
				1	(9)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	
				2	(10)	避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。	
				2	(11)	避難所で発生したごみを適切に分別し、処理する。	
				2	(12)	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	
				2	(13)	避難所のプライバシー確保対策を実施する(間仕切り、更衣室等の設置)。	
				2	(14)	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。	
				3	(15)	避難所における炊出し環境を整える(コンロ等の提供等)。	
				3	(16)	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	
		0.1.0	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	3	(17)	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った 避難所運営に努める。	
		8-1-2	一	)填現"犍	原文 抜め	とび保健衛生活動	
				1	(1)	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。	
				2	(2)	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	
				2	(3)	避難所の生活空間の整備を行う(トイレ、通路の確保、間仕切り、更衣用個室、腰掛ける場所等(配慮が必要な人、女性等を考慮))。	
				2	(4)	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。	
				2	(5)	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	
				2	(6)	避難所での保健活動を行う(こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む)。	
				3	(7)	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。	

内閣庁	業務	ጉ 1	T	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	務名称	大工程	チェック	ズ ¦ フェーズ 	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	状況 
				3	(8)	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。	
				3	(9)	避難所周辺の入浴施設(銭湯等)や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。	
				3	(10)	臨時公衆電話の設置を依頼する。	
				4	(11)	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	
		8-1-3	避難所で	の広報・	情報提供	活動	
				2	(1)	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。	
				4	(2)	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていない かを把握し、適切に実施されるようにする。	
				4	(3)	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に便乗した犯罪等に遭わないための相談窓口等 を設置する。	
				4	(4)	被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思 われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	
		8-1-4	避難所σ	集約·閉	鎖		
				5	(1)	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	
				5	(2)	避難所閉鎖に伴う、閉所式、避難所清掃業務を実施し、管理者に引き渡す。	
		8-1-5	指定避難	Ĭ所外のĬ	<b>E難</b> 者対応	₺	
				2	(1)	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ(カーラジオ)を用いた情報提供等を実施する。	
	・ 別な			2	(2)	指定避難所以外の避難状況の把握手段(体制、巡回ルート等)の検討を行う。	
				2	(3)	指定避難所以外の避難状況(場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検討するのに必要な情報)を把握する。	
9:特		な配慮か	<b>必要な</b>	人への	対策		
	9-1	要援護者	<b>Š</b>				
		9-1-1	避難行動	要支援	旨に対する	5避難支援	
				0		要配慮者、家族、支援者に対して、必要に応じた自主避難を呼びかけ、避難方法などについて周知する。	
				0	(2)	社会福祉施設等、要配慮者利用施設に対して、水害に対する注意喚起を行うととも に、必要に応じた自主避難の実施を促す。	
				1	(3)	避難行動要支援者名簿等を用いて、避難の支援、安否の確認等の必要な措置を実施 する。	
		9-1-2	福祉避難	所の開記	Q·運営		
				1	(1)	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受け入れの可否について把握する。	
				1	(2)	福祉避難所を開設する。	
				1	(3)	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	
				2	(4)	福祉避難所の避難者名簿の管理、避難所日報作成等の各種運営支援を行う。	
				2	(5)	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。	
		9-1-3	要援護者	に対する	広報·情	報提供	
				2	(1)	外国人や視覚・聴覚障害者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。	
		9-1-4	避難所内	の要援語	要者への?	対応 	
				1	(1)	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し、必要に応じ、別室に誘導または 医療機関・福祉避難所に移送する。	
				2	(2)	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保(介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配)を行う。	
				2	(3)	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、 設置する。	

内閣府	業務名	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック
ライン名称	名称	八工作	7 ± 9 7	ズ - -	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	状況
77		9-1-5	在宅の要	援護者に	対する名		
				2	(1)	要援護者に対する各種相談窓口を設置し、受付職員を配置して運用する。	
				3	(2)	個別訪問等により、要援護者の生活・健康に関する詳細かつ継続的な状況把握を実 施する。	
				3	(3)	要援護者の状況に応じ、移送サービス、入浴支援、一時預かり等の各種支援を実施する。	
	9-2	文教 9-2-1	児童生徒	の安全を	在保 安 2	5.体数	
				0	(1)	学校等の休校、休園等の判断を行い、保護者等に伝達する。	
				1	(2)	児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置等の情報を収集する。	
				1	(3)	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置などの情報 について広報を行う。	
				2	(4)	避難所における児童生徒の状況把握や家庭訪問等により、児童生徒の心身の状況を 継続的に把握する。	
		9-2-2	文教施部	₹・文化財	の被害状		
				1	(1)	学校等の被害の状況の情報を収集する。	
				2	(2)	各文教施設の被害状況に応じ、点検・清掃、必要に応じた応急復旧を行う。	
		9-2-3	応急教育	及び教育	の再開		
				4	(1)	通学路及び校区域の点検パトロールによる危険箇所把握を行い、危険発見時には内容に応じた措置をとる。	
				4	(2)	被災児童生徒の状況に応じた教科書、学用品等の確保・支給を行う。	
				4	(3)	給食の再開のための調理資機材、食材の調達等を行う。	
				4	(4)	文教施設の再開、応急教育の実施に必要な教職員を確保する。	
				4	(5)	学校の児童生徒の「こころのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。	
10:4			送、供約				
	10-		調達・供 <b>物資の</b> 調		•		
				1	(1)	各備蓄倉庫にある備蓄物資を配布する。	
				1	(2)	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。	
				1	(3)	各避難所等の物資ニーズを把握、集計する。	
				1	(4)	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。	
				1	(5)	物流業者等と連携し、物資の配送拠点の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知する。	
				1	(6)	物資集積所の開設を行い、物資の受入れ等を実施する。	
				1	(7)	物資集積所にある物資の管理を行う。	
				1	(8)	物資の配送に必要な車両を確保する。	
				1	(9)	物資ニーズにもとづき物資の配分、避難所等への運搬を実施する。	
				1	(10)	都道府県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の調達に ついて応援を要請する。	
				1	(11)	水や食料等の確保について広報する。	
				1	(12)	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手 段で被災地外に周知する。	

ф	علاد			フェーズ				
ライン	業務名	大工程	チェック	番号		チェック項目	チェック	
内閣府ガイド	和称	八工任	7 ± 7 7	-   フェーズ 	1(当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況	
				1	(13)	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。		
				2	(14)	物資の輸送拠点における要員確保のため、応援要請を行う。		
11:	ボラ	ンティア	との協働	動活動				
	11-	1ボラン				l vem		
		11-1-1	ボランテ	イアセンタ	一の設置			
				2	(1)	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会 等と検討し、決定する。		
				2	(2)	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。		
				2	(3)	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。		
				2	(4)	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。		
				2	(5)	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズについて 整理する。		
				2	(6)	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動(コーディネート)を要請する。		
		11-1-2	NPO等	との連携		<del>,</del>	T	
				2	(1)	避難者支援のNPO/ボランティア派遣を依頼する。		
	11-	2自主防	<u>災</u> 自主防災	〈江梨の=	t- +102			
		11-2-1 	日土的多	(活動の)	又恢		Ī	
				3	(1)	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。		
				6	(2)	自主防災組織等の存続に対する支援及び、休廃止を行う場合の諸手続きを行う。		
12:		ミインフラ -1道路	被害の	心思処	直等			
	12-		道路施討	の被害性	<b>書報</b> 収集			
						管理道路の巡視を実施し、擁壁、がけ地、アンダーパスなど危険箇所の点検を行う。		
				0	(1)	問題がある場合は必要な措置を実施する。		
				1	(2)	道路等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。		
				1	(3)	橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、裏山等の 土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。		
				1	(4)	道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害 に係る情報を収集する。		
		12-1-2	道路啓開	Į.				
				1	(1)	路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、 自衛隊等による支援を要請する。		
		12-1-3	道路施設	との応急は	复旧			
				2	(1)	道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被災状況等を勘案し、道路の応急復旧を実施する。		
		12-1-4 道路施設の本復旧						
				4	(1)	道路構造物の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。		
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、道路施設の本復旧を実施する。		
		12-1-5	道路施討	との被害・	復旧に係	る広報・情報提供	•	
				1	(1)	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。		
				1	(2)	道路等の被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。		
	12-	2警備・3		. TW 20	± 40 - 4-	7 - 6 - 47 - 14 - 47 14 11 17 EL		
1	1	ェーフーソー1	今種ぐま	8 #동 [보] (/ ) 『		及び広報 - 情報提供活動		

内	業			フェーズ 番号		チェック項目	- 4		
ライン名称	務名称	大工程	チェック	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1カ月)、6(1カ月~)	チェック ¦ 状況		
称ド	Jah			<u>i</u>			ļ		
				0	(1)	「通行止」などの規制を実施する。			
				0	(2)	交通規制の実施状況について広報する。			
				1	(3)	交通機関の復旧見込みについて広報する。			
		12-2-2	災害時の	輸送ル-	−トの確係				
				1	(1)	道路の被害状況等を加味し緊急輸送路を指定する			
				1	(2)	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を 行う。			
				1	(3)	被害の状況から、危険個所について車両の進入を抑制し、交通の安全を確保する。			
		12-2-3	道路交通	機関への	D対応				
				1	(1)	道路交通機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。			
				1	(2)	道路交通機関運休に伴い振り替え輸送を実施する。			
		12-2-4	被災地σ	パトロー	ル活動				
				3	(1)	被災地の混乱防止、防犯等のため、定期的なパトロール活動を行う。			
				3	(2)	被災者に対して、防犯に関する注意喚起を行う。			
	12-								
	10	12-3-1				M-W-W-DD 0 VD 14 14 VD 77 1 - DD 1- 7 15 10 1- 10 1- 11 - 17			
				1	(2)	鉄道機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。			
	12-	□   1   (2)   鉄道機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。   12-4農地農業施設   12-4-1 山地災害・農業用施設被害に係る巡視							
		□ 1 (2) 道路交通機関運休に伴い振り替え輸送を実施する。  12-2-4 被災地のパトロール活動 □ 3 (1) 被災地の混乱防止、防犯等のため、定期的なパトロール活動を行う。 □ 3 (2) 被災者に対して、防犯に関する注意喚起を行う。  3鉄道 12-3-1 鉄道の被害情報収集 □ 0 (1) 鉄道機関の運休や遅延に関する情報を収集する。 □ 1 (2) 鉄道機関の被害状況、運行状況の情報を収集する。 4農地農業施設							
				0	(2)				
		12-4-2	農地農業		皮害情報」				
				1	(2)				
				2	(3)	ato 17.22.18 at 18.43 c			
		12-4-3	農地農業	施設の帰					
				1	(1)	農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の被害状況把握を受け、応急対策を速やかに実施する。			
				1	(2)	農林水産業施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる 当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等 の応急対策を実施する。			
				3	(3)	死亡した家畜の円滑な処分について、畜産業者に周知する。			
				3	(4)	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。			
				3	(5)	家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。			
		12-4-4	農地農業	を施設の2	<b>上復旧事</b>		<u> </u>		
				4	(1)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、農地農業施設の本復旧を実施する。			
	12-	5上水道		r=n, ++-					
		12-5-1	上水道旅	『政の俄』	51月取収:	未			

				フェーズ				
内閣ラヴ	業		チェック	番号		チェック項目	チェック	
ライン名称	務名	大工程					大大沢	
名ド称	称			¦ フェーズ 	1 (当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~) 	 	
				1	(1)	上水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。		
		12_5_2		/ 注動				
		12-5-2	心心和力	いら男り		給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援		
				2	(1)	和小単、和ハダング、収設和小性等により被告目に心忌和小を177。必要に心し、心接 を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。		
		12-5-3	上水道旅	設の応急	急復旧			
				2	(1)	上水道施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。		
				2	(2)	上水道施設の応急復旧を実施する。		
		12-5-4	上水道旅	設の本征	复旧			
				4	(1)	上水道施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。		
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、上水道施設の本復旧を実施する。		
	12-	6下水道						
		12-6-1	下水道に	関するか	⟨防活動の	D実施		
				0	(1)	巡視や水防活動等に利用する資機材の備蓄・在庫状況確認や動作確認を行う。		
				0	(2)	巡視を実施し、雨水ますや浸水の危険箇所等の点検を行う。 問題がある場合は必要 な措置を実施する。		
		12-6-2	下水道旗	設の被害	<b>「情報収</b>	· ·		
				1	(1)	下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。		
		12-6-3	下水道旅	設の応急	急復旧			
				2	(1)	下水道施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。		
				2	(2)	下水道施設の応急復旧を実施する。		
		12-6-4	下水道旅	施設の本復旧				
				4	(1)	下水道施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。		
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、下水道施設の本復旧を実施する。		
	12-		〕ス・通信				1	
		12-7-1	民間イン	フラ事業		状況収集•連絡調整		
				1	(1)	各ライフライン事業者から、停電、通信途絶、ガス供給停止等、ライフライン供給停止 に関する情報(範囲や供給停止期間)等を収集する。		
	12-	8河川・淮		半にかけ	スルサニ	動の中位		
		1∠−8−1	洲川"))	井におげ	る小的店	動の実施		
				0	(1)	巡視や水防活動等に利用する資機材の備蓄・在庫状況確認や動作確認を行う。		
				0	(2)	水防団に対して、水防要員の体制確立及び待機を指示する。		
				0	(3)	水防団等と協力して、河川・堤防・海岸施設等の巡視・点検を行う。問題・危険がある場合は、土のうの設置等、必要な措置を実施する。		
				0		水門、樋管、排水機場等の監視を行い、必要に応じたポンプ作動等の操作を行う。		
		12-8-2	河川•海	岸施設の	被害情報	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
				1	(1)	河川・海岸施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。		
				1	(2)	公共土木施設(港湾、河川施設、空港等)の施設被害が発見された場合は、都道府県 及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達す る。		
				3	(3)	就航船舶に対し、漁業無線を利用して被害情報を提供する。		
		12-8-3	河川·海	岸施設の	応急対応			
				1	(1)	港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流 出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。		

内閣を	業務	大工程	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック		
ライン名称 内閣府ガイド	名称	八二任	テエック	ズ ¦ フェーズ 	 1 (当日中) 	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況		
				2	(2)	河川・海岸施設の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。			
				2	(3)	ブルーシート等での被覆、土のうの積み上げ等による二次災害防止及び応急復旧を 実施する。			
				3	(4)	船舶活動支援施設(給油、給水)の応急修繕を行う。			
				3	(5)	必要に応じ、冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先等について、確保・移送の措置を行う。			
				3	(6)	必要に応じ、養殖水産物の移動について調整を行い、受け入れ先への移動を行う。			
		12-8-4	河川·海	岸施設の	本復旧				
				4	(1)	河川・海岸施設の災害査定に係る資料作成や立ち合いを行う。			
				4	(2)	応急復旧の状況に応じて、優先度の高いものから、河川・海岸施設の本復旧を実施する。			
	12-	9公共建	物・施設	•					
		12-9-1	公共建物	物・施設の	被害情報	<b>艮収集</b>			
				0	(1)	市有施設において、水害の危険性の状況に応じ、職員や利用者の安全確保対策を実 施する。			
				1	(2)	市有施設(防災拠点・指定避難場所)の状況把握を行う。			
				1	(3)	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。			
		12-9-2	-2 公共建物・施設の応急対応						
				1	(1)	使用者の安否確認・避難支援を行う。また災害対応を実施できるよう対応する。			
		12-9-3	公共建物	- 施設の	復旧				
				4	(1)	応急対応の状況に応じて、優先度の高いものから、公共建物・施設の本復旧を実施する。			
1	12-	10危険物	勿						
		12-10-1	危険物災	(害状況(	の把握及				
				0	(1)	危険物施設の所有者に対して、水害発生への警戒を呼びかけ、必要な安全確保対策 の実施を促す。			
				1	(2)	危険物施設における被害状況把握を行う。			
		12_10_2	周辺住民	この一部を	<b>禾</b> 浦				
		12 10 Z 	间起压力		<i>7</i> 5 <del>₹ 7</del>				
				1	(1)	被害情報より、必要に応じて周辺住民への避難指示、勧告を行い、避難支援を実施する。			
		12-10-3	危険物 <i>σ</i>	)心思対に	Ċ		1		
				1	(1)	危険物により、2次被害等の発生が懸念される場合、被害の拡大防止対策の実施を管理者指示・要請する。			
		<u>11障害物</u>		<u> </u>					
		12-11-1 I	障害物の	ノ除去					
				3	(1)	災害対応の妨げとなる車両・船舶等の障害物を除去する。			
13:	住居	修理∙角	犀体						
	13-1住居修理・解体								
		13-1-1	住居修理	<b>I</b>					
				4	(1)	住宅の応急修理について、制度を周知し、受付窓口等を設けて対応する。			
		13-1-2	住居解体	<u> </u>	<del></del>				
				3	(1)	倒壊のおそれがあるなどの危険な家屋等について、解体撤去を行う。			
14:	被害	認定調	査、罹災	後証明の	 )発行				
	14-1被害認定調査								
	14-1-1 被害認定調査								
				2	(1)	被害認定調査のための応援要員を確保する。			

内閣ラ	業			フェーズ 番号		チェック項目	チェック	
ライン名称	務名称	大工程	チェック	   フェーズ 	1 (当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	大況	
				2	(2)	被害認定調査について実施時期を周知する。		
				3	(3)	被害認定調査の実施について広報する。		
				3	(4)	必要に応じて、調査結果のばらつきをなくすための調査員を対象とした研修を実施する。		
				4	(5)	被害認定調査を実施する。		
	14-	2罹災証	明発行 <b>罹災証明</b>	書の発行				
		14 2 1		3	(1)	被災者台帳を作成する。		
				3	(2)	<b>罹災証明の発行手続きについて広報する。</b>		
				3	(3)	<b>罹災証明書の交付に係る人員・スペースを確保する。</b>		
				3	(4)	罹災証明書の交付を行う。		
15:1		住宅						
	15-	1応急仮		は 字の 額	主設及代	入居に関する対応		
				3	(1)	仮設住宅の建設候補地を選定する。		
				3	(2)	被災戸数から供与仮設住宅戸数を決定する。		
				4	(3)	仮設住宅を着工する。		
				4	(4)	仮設住宅の入居対象者を決定し、広報する。		
				4	(5)	入居応募者を選定基準に基づき選定する。		
				4	(6)	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。		
		15-1-2	応急仮割	住宅入局	号後の支	<b>援</b>		
				6	(1)	応急仮設住宅の入退去者を名簿等を用いて管理する。		
				6	(2)	入居者のこころのケア、健康・栄養状態のチェック等を行う。		
				6	(3)	入居者の自治会設置等コミュニティづくりの支援を行う。		
		15-1-3	みなし仮	設の入居	に関する	対応		
				3	(1)	周辺市町村及び都道府県の公営住宅の空き家情報を確認し、広報を行う。		
				3	(2)	都道府県と連携し、民間賃貸住宅の空き家状況を確認し、仮設住宅として借上げ、供 与を行う。		
				4	(3)	住民が自ら確保した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。		
16:		再建支						
	16-	1義援金 16−1−1 <b>義援金の受付・配布</b>						
		10-1-1	表接金(	) 受何·配 2	<b>和</b> (1)	義援金の受入口座について広報する。		
				2	(2)	義援金の受入れについて、日赤(支部)等と連携し、受入口座を設定し、周知する。		
				2	(3)	義援金の受入れ、管理、配布に係る各種事務・連絡調整・窓口対応等を行う。		
						義援金配分委員会を設置し、都道府県からの配分額及び被災状況等を考慮し、公平		
				4	(4)	義援金配が安貞会を設直し、都垣府県からの配が観及い被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。		

内閣府	業務名	十十担	チェック	フェーズ 番号		チェック項目	チェック		
ライン名称 内閣府ガイド	名称	八工程	7 1 9 7	フェーズ	1(当日中)	、2(2~3日目)、3(4日目~1週間)、4(1~2週間)、5(2週間~1ヵ月)、6(1ヵ月~)	¦ 状況 ¦		
孙		16-1-2	 その他(i	 養援金以	外の)寄(	 寸金への対応	1		
				4	(1)	義援金以外の寄付金(特定施設の復旧への寄付等)に関して、出納管理等の対応を 行う。			
	16-	2生活再							
		16-2-1	各種生活	再建支护	髪制度の道				
				2	(1)	当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金(生活福祉資金貸付)等の対応 について周知する。			
				3	(2)	各種生活再建支援策について、被災者への周知及び制度運用を行う。			
				4	(3)	都道府県において被災者生活再建支援金の適用の公示後、給付条件等について被 災者に周知する。			
	16-	<u>3土地利</u>		- 4.455					
		16-3-1	土地利用	の制限					
				5	(1)	必要に応じて、被災地の土地利用の制限に関する検討を行うとともに、その内容を周 知・指導する。			
	16-	4復旧・復	<sup>夏興</sup> <b>復旧・復</b> !	無計画					
		10-4-1	夜口"援:	突引回		中長期的な復旧・復興に関する実施方針、実施手順等をとりまとめ、復旧・復興計画を			
				6	(1)	策定する。			
	10	- ^ 446		6		復旧・復興に関する座談会の開催、パブリックコメントの実施等により、復旧・復興計画 に係る住民の意見を収集し、計画に反映する。			
	16-	<u>5企業</u>	企業の被	· 《 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	調本				
		10 0 1				大規模事業者・集客施設に対して、水害発生への警戒を呼びかけ、職員や利用者の			
				0	(1)	安全確保対策の実施を促す。			
				3	(2)	商工会議所・商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握する。			
				5		企業の事業継続に対する災害の影響を、商工会などと連携して調査する。			
		16-5-2	2 企業に対する支援						
				3	(1)	被災中小企業者等の金融相談等の窓口を設置し、広報する。			
				4	(2)	被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機関等に 要請する。			
				4	(3)	事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士・弁護士等の専門家の支援を得ながら、事業再開のための相談を実施する。			
17 : J	廃棄	物処理							
	17-	1廃棄物							
		17-1-1	廃棄物処	1理場の初	皮害状況」	以集			
				1		廃棄物処理場の緊急点検を行い、被害状況を把握する。			
		17-1-2	廃棄物処	<u>」</u> 理場への	の応急対応	<u></u>			
				2	(1)	廃棄物処理場の応急復旧に必要な資機材等の調達を行う。			
				2	(2)	処理機能が継続可能なよう、処理施設の応急復旧を行う。			
		17-1-3	廃棄物仮	置き場の	設置・管	理·運営			
				3	(1)	がれき類が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策 や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。			
		17-1-4	廃棄物収	集·処理	の実施				
				2	(1)	災害ごみの処理について広報する。			
				2	(2)	災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関 する実施計画を策定する。			
				3	(3)	災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。			
				3	(4)	腐敗の早い燃やすごみについて、早急に収集を行う。			

	-									
ライン名称 内閣府ガイド	業務名	大工程	チェック	フェース 番号 		チェック項目	チェック ! 状況			
ン名称	称			   フェーズ 	1 (当日中)	、2 (2~3日目)、3 (4日目~1週間)、4 (1~2週間)、5 (2週間~1ヵ月)、6 (1ヵ月~)	; 1人 <i>沉</i>			
				4	(5)	燃やさないごみ・粗大ごみの収集を行う。				
				4	(6)	がれき類の収集をおおむね1ヶ月以内に開始する。				
		17-1-5	仮設トイ	レ・し尿所	処理への	)対応				
				2	(1)	備蓄してある仮設トイレを下水道施設の被害状況に応じて設置する。				
				2	(2)	し尿の収集を、都道府県等の応援を得て開始する。				
				3	(3)	備蓄してある仮設トイレのみでは不足が出た場合、他行政、協定業者等に要請し調達を行い、設置する。				
18:-	その	他								
	-	<u></u> 1財政・3	- 福名							
	10		金融機関	の被害・	分内状况	7.如据				
		10 1 1	亚阿克沃		73 NG 70 NI					
				1	(1)	銀行等金融機関の被害状況、災害への対応状況を把握する。				
				3	(2)	財務省の災害に対する金融上の措置等についての要請に基づき、通帳を紛失した被 災者への対応等を金融機関・住民に周知する。				
		18-1-2	物価の安定のための措置							
				3	(1)	食糧・生活必需品等の小売価格を把握し、適正価格での販売に関する指導、買占め の防止に関する広報等を行う。				
	18-	2防災教	育·訓練							
		18-2-1	−2−1 <mark>防災教育・訓練</mark>							
				6	(1)	災害対応に関する各種記録、被災者の手記等を収集し、災害対応に関する課題・改善 点を整理する。				
				6	(2)	災害の体験を踏まえた防災啓発・研修・訓練等を企画・運営する。				
	18-	3財源・基	金金							
18-3-1 基金										
				4	(1)	災害救助法に基づく災害救助基金に関する、都道府県との連絡調整及び事務手続き を実施する。				
				4	(2)	激甚災害の指定に伴う国庫補助等、国からの資金援助に係る連絡調整及び事務手続 きを実施する。				
		18-3-2	補正予算	[						
				6	(1)	災害発生に伴う補正予算の編成に関する検討、調整、事務を行う。				
	18-	4出納								
			災害対策	本部のト	 比納					
				2	(1)	災害対策本部の出納に係る、調達、管理、保管、事務手続きを行う。				
	18-	 5法令	l .							
				1	(1)	受用 災害救助法の適用申請を行う。				
				4	(2)	災害救助法、激甚法等災害関連法規の適用に係る、連絡調整及び事務手続きを行 う。				
		10 5 2	<b>《史</b> /- 8	<b>十</b> 7 夕 乍						
		18-5-2	火舌 -医	19 る宋19	」・双則の	整備*改正				
				4	(1)	必要に応じて、災害に関する条例・規則の整備・改正を行う。				